

# 市役所さくら通り整備方針 (市道市役所前通)



平成 29 年 3 月

相 模 原 市

# 市役所さくら通り整備方針

## 目 次

1. 市役所さくら通り（市道市役所前通）の概要	1
1.1 概要	1
1.2 上位・関連計画における位置付け	1
2. 現状と課題	3
2.1 市役所さくら通りの現状と課題	3
2.1.1 道路施設の現状と課題	3
2.1.2 沿道土地利用	9
3. 整備方針の基本的な考え方	10
3.1 市役所さくら通り整備方針の検討	10
3.1.1 整備方針検討の目的	10
3.1.2 計画対象区間	10
3.2 「市役所さくら通り」の整備における重点項目	11
3.2.1 重点項目	11
3.3 整備方針	12
3.3.1 4つの方針	12
3.3.2 整備の方針	12
3.3.3 整備イメージ	13
4. 整備における基本的事項	16
4.1 植樹帯等の整備における事項	16
4.1.1 サクラの植樹帯	16
4.1.2 ケヤキの植栽帯	16
4.1.3 自転車道と歩道を分離する植栽帯	16
4.2 歩道の整備における事項	16
4.2.1 歩道の充実	16
4.3 自転車道の整備における事項	17
4.3.1 自転車道の充実	17
4.4 側道に関する事項	17
4.4.1 側道の再配分	17

5. 自転車走行空間の整備	18
5.1 自転車走行空間の整備方法	18
5.1.1 計画条件	18
5.1.2 自転車道整備の進め方	19
5.2 交差点部の整備方法	19
5.2.1 交差点の位置付け	19
5.2.2 交差点の整備形態	20
6. その他施設の整備	23
6.1 バス停部の整備方法	23
6.1.1 バス停の整備形態	23
6.2 荷捌きスペース	23
6.2.1 荷捌きスペースの設置について	23
7. 事業スケジュール	24
7.1 事業スケジュール	24
8. 市役所さくら通り整備方針検討経緯	25
8.1 市役所さくら通り（市道市役所前通）道路改良検討会	25
8.1.1 検討会の設置	25
8.1.2 検討会委員	25
8.1.3 検討会開催状況	25

# 1. 市役所さくら通り（市道市役所前通）の概要

## 1.1 概要

市役所さくら通りは、JR 相模原駅の南東側に位置しており、相模原市役所を中心に南北方向に通る市道市役所前通の一部で、相模原署前交差点から横山二丁目交差点までの区間である。

昭和 14 年の軍都計画に伴い造兵廠から上溝をつなぐ南北幹線道路として道路幅員 40m で計画された。

戦後間もない昭和 27 年、県の緑化祭の一環として植栽整備が始まり、現在では、市役所さくら通りの約 1.0km の区間に約 210 本のソメイヨシノが植えられている。

市内でも有数のサクラの名所であり、「かながわ花の名所 100 選」にも選ばれ、開花の季節には市民まつりの会場となるなど、市民の憩いの場として親しまれている。

## 1.2 上位・関連計画における位置付け

### (1) 相模原市総合都市交通計画（平成 24 年 3 月）

市道市役所前通を幹線道路ネットワークの地区幹線道路( 2 車線 )に位置付けるとともに、自転車通行環境ネットワークの通行環境確保路線に位置付けている。

### (2) 相模原市景観計画（平成 29 年 3 月変更）

「市役所前通りの桜並木」を景観法に基づく景観重要樹木に指定している（平成 24 年 11 月 1 日指定）。

また、当該路線は「みちの景観軸」に位置付けており、景観重要公共施設として指定し、「整備に関する事項」、「占用許可の基準」を定めている。

### (3) 市役所周辺桜並木の維持管理方針（平成 24 年 3 月）

市役所周辺桜並木の維持管理方針として、「計画的な街路樹診断」、「伐採」、「補植」に関する事項を定めている。

### (4) 第 6 期無電柱化推進計画（国土交通省）（平成 21 年 3 月）

第 6 期無電柱化推進計画に市道市役所前通を位置付け、相模原署前交差点から税務署入口交差点区間の電線共同溝事業を実施している。

また、税務署入口交差点から横山二丁目交差点区間においても、電線共同溝事業を次期計画に位置付ける予定としている。

## (5) 相模原市自転車通行環境整備方針（平成 26 年 12 月）

相模原市自転車通行環境整備方針において整備の必要性、実現性などの評価を踏まえ、相模原署前交差点から横山二丁目交差点までの区間を「優先整備区間（道路空間の再配分）」に位置付けている。

## 2. 現状と課題

### 2.1 市役所さくら通りの現状と課題

#### 2.1.1 道路施設の現状と課題

##### (1) 道路の構成

##### 1) 道路の横断面

道路施設の状況は、車道幅員10m、植樹帯(片側)4m、側道(片側)6m、歩道(片側)5mで道路幅員として40mとなっている。

車道と歩道の段差が大きいため、交差点を横断する際に歩行者や車椅子の方の通行に支障を来している。

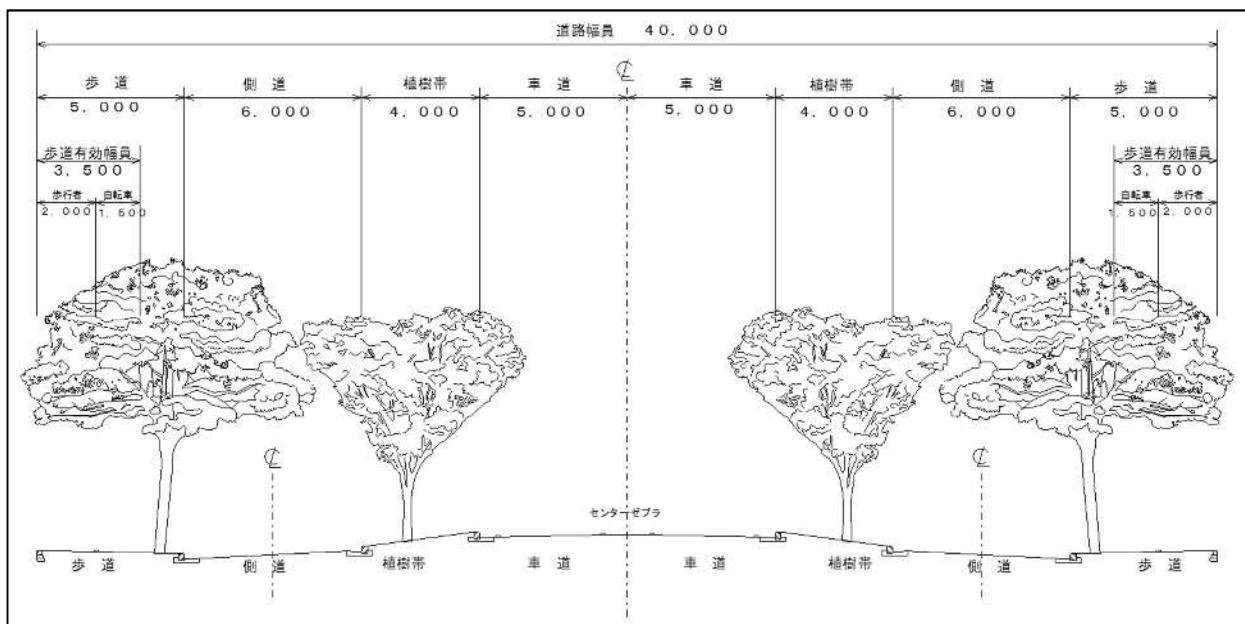


図 2.1 標準断面

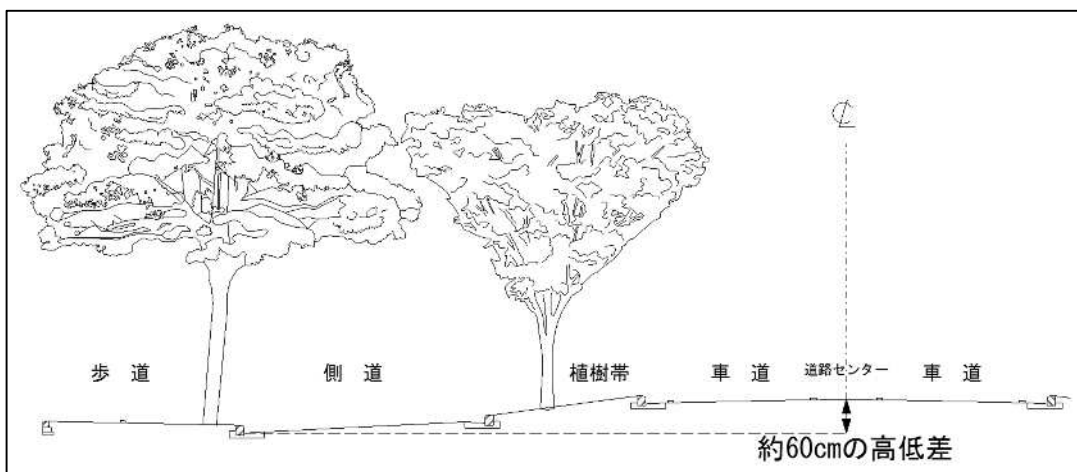


図 2.2 歩道と車道の高低差

## 2) 桜並木

桜並木は、景観重要樹木として指定している。樹齢も 60 年以上経過しており、老木化により倒木した事例（市道相模原横山）があるため、現在では「市役所周辺桜並木の維持管理方針（平成 24 年 3 月）」に基づき、定期的に点検を実施し、その点検結果により精密な診断を行い、腐朽状況を把握することで事前に伐採し倒木を防止している。平成 24 年度から平成 28 年度末までの間に伐採したサクラは 4 本あり、毎年、市民まつりにおいて 1 本植樹している。

また、サクラが大きくなるに伴い、根上り等により側道の縁石を破損している箇所が見られる。



図 2.3 サクラの植栽状況



図 2.4 サクラの根上り状況



## 「市役所周辺桜並木の維持管理方針」(抜粋)

### 1. 計画的な街路樹診断の実施について

専門家による街路樹診断を計画的に実施していきます。街路樹診断は、簡易点検、点検、外観診断、精密診断という手順で、年度を追って行います。

簡易点検等で問題があると思われる街路樹については、必要に応じ、外観診断、精密診断を実施し、必要な安全対策を実施していきます。

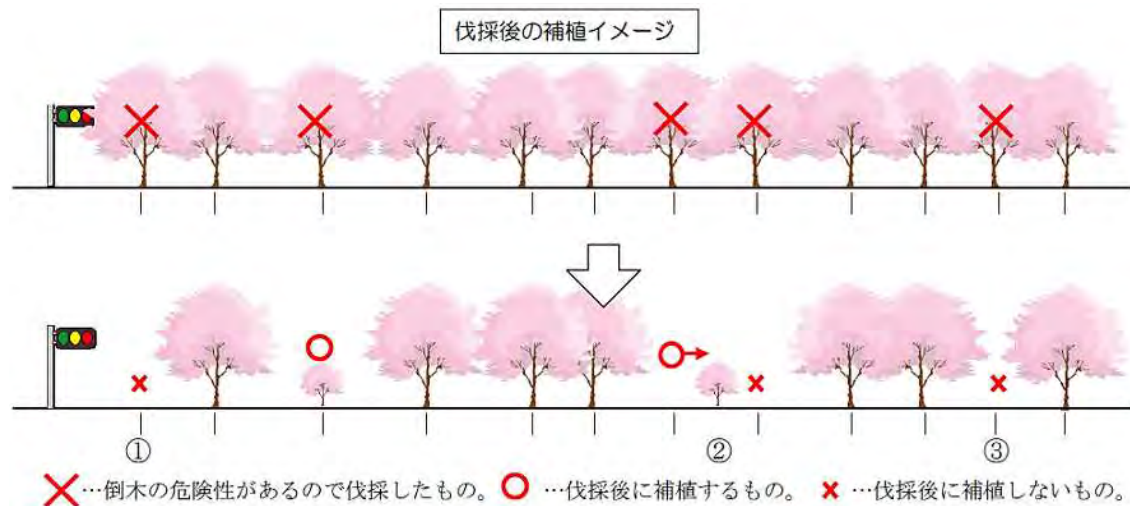
### 2. 伐採について

伐採は、道路利用者の安全を確保する場合とし、街路樹診断等により倒木の危険性があると判断されるものなどについて行います。

### 3. 補植の方法について

新たに植える桜の種類は、桜並木全体の調和を図るため、既存と同じ染井吉野(ソメイヨシノ)とします。

補植の可否については、隣接する街路樹の生長具合や樹木間隔がそれぞれ異なるため、一律の基準を設けずに桜並木を全体として維持していくことを考慮して決めていきます。また、補植の位置についても、隣接する街路樹の樹冠や密度等を考慮し、新たに植えた桜が健康に生育するように決めていきます。



信号機を隠すなど交通安全上の問題が発生する恐れがある場合は、補植は行いません。

樹木間隔が狭いので、適正な樹木間隔や位置を検討の上、補植を行います。

(2本伐採しても、1本しか補植しない場合があります。)

樹木間隔が狭く、補植したとしても苗木が健康に生育することが難しい場合は、補植は行いません。



剪定・日常管理



伐採



補植



桜満開



### 3) ケヤキ並木

ケヤキは歩道の植栽樹に植栽されており、大径木化による根上りにより歩道舗装を破損し段差が生じていることから歩行者や車椅子利用者の通行に支障があることや、ケヤキの成長が進み桜並木と競合し、サクラの成長を妨げている状況である。

また、電柱がケヤキの植栽位置と同じラインに建柱されており、電線がケヤキの枝の間を通っている。



図 2.5 ケヤキの植栽状況



図 2.6 ケヤキの根上りの様子



図 2.7 ケヤキ並木（左）と桜並木（右）

### 4) 自転車歩行者道

歩道（自転車歩行者道）は、視覚的分離により自転車の通行区分を明確にしているが、自転車が歩行者通行帯を通るなど、一部の自転車利用者のマナーの欠如が見られ、歩行者と自転車が輻輳している状況である。

また、電柱が歩道上にあり、歩行者等の通行に支障を来たしている。



図 2.8 自転車歩行者道

## 5) 側道

側道は、荷さばき車両の停車や駐車車両が多く、沿道施設への出入りの通行に支障があることや、歩道から側道を横断してバス停へ向かう歩行者と、側道を通行する車両の接触事故の危険性がある。



図 2.9 側道の状況



図 2.10 側道の状況

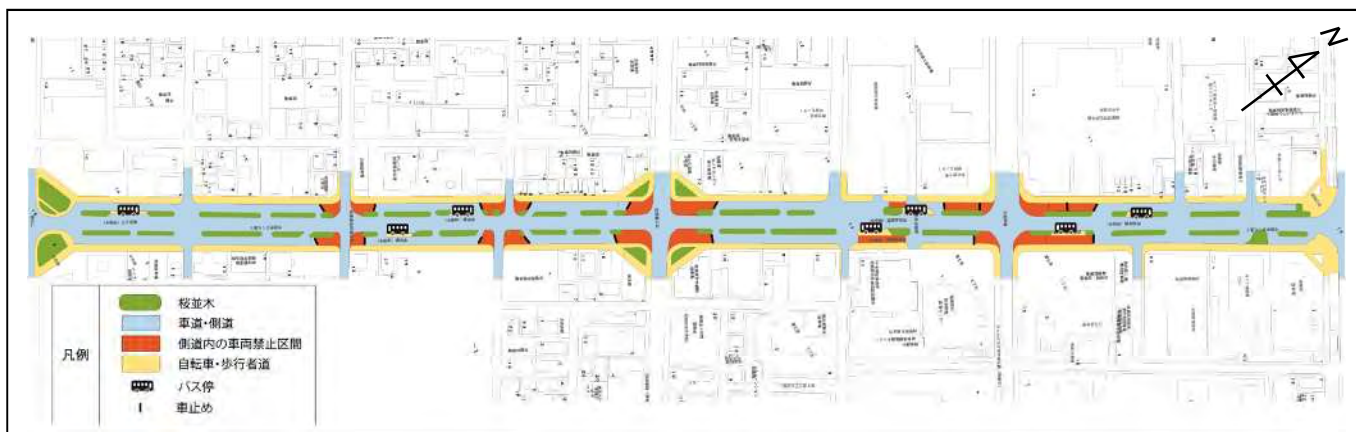


図 2.11 側道の利用状況

## 6) バス停

計画区域には相模原駅方向に4箇所、上溝駅方向に3箇所のバス停が位置しており、このうちバスベイが設置されているバス停は5箇所ある。

既存バス停は、桜並木（植樹帯）に沿って本線側に配置されているため、歩道からのアクセスには側道を横断する必要がある。

バス停へのアクセスで、歩道とバス停の間に段差があり、バス利用者に支障を来たしている。



図 2.12 バス停付近



図 2.13 バス停付近



## (2) その他の利用

### 1) 市民まつり

市民まつりでは、国道16号の相模原署前交差点から税務署入口交差点までの区間において、車道ではパレード等が行われ、側道ではイベントブースが設置されている。税務署入口交差点から横山二丁目交差点までの区間では縁日広場として利用され、車道、側道、歩道に露店が出店され、市内、市外から多くの来場者があり盛況な祭りである。

このようなことから、市民まつり開催への影響を考慮する必要がある。



図 2.14 祭り会場の様子



図 2.15 祭り会場の様子



図 2.16 縁日広場の様子



図 2.17 縁日広場の様子

## 2.1.2 沿道土地利用

### (1) 沿道土地利用

市役所さくら通りの沿道には、全線にわたり公共施設、店舗や駐車場が隣接し、歩行者や車両が頻繁に出入りする状況にある。

国道 16 号の相模原署前交差点から税務署入口交差点までの区間は比較的公共施設が集積し、税務署入口交差点から以南の横山二丁目交差点までは店舗・駐車場・オフィス・住居が隣接している。



図 2.18 沿道土地利用状況（相模原署前交差点～税務署入口交差点）



図 2.19 沿道土地利用状況（税務署入口交差点～横山二丁目交差点）



## 3. 整備方針の基本的な考え方

### 3.1 市役所さくら通り整備方針の検討

#### 3.1.1 整備方針検討の目的

市役所さくら通りは、中心市街地内の市の顔となるメインストリートであり、春には市民まつりの会場になるなど、市民の憩いの場として親しまれていることから、心地よい時間を体感できる道路空間の整備を進める。

前章で示した道路の現状と課題を解決するため、他の関連計画を踏まえ整備方針を検討する。

#### 3.1.2 計画対象区間

計画区間は、相模原署前交差点（国道 16 号）から横山二丁目交差点（市道下九沢淵野辺）までの、市役所さくら通りにおける約 1.0km の区間とする。



図 3.1 計画対象区間



図 3.2 市役所さくら通り（市農業協同組合前交差点）

## 3.2 「市役所さくら通り」の整備における重点項目

現状と課題を踏まえ、市役所さくら通りの整備に係る重点項目を次の2点とした。

### 3.2.1 重点項目

#### (1) 安全・安心

安全な自転車、歩行者通行環境を創出し、高齢者や車椅子の方の通行に配慮し、「安全・安心」な通行を確保する。

- ・高低差を解消しバリアフリー化を図る。
- ・安全な自転車、歩行者通行環境を創出する。
- ・電線共同溝を整備し、電線類を地中化することで歩行者空間を充実するとともに防災機能の向上を図る。

#### (2) シンボル

市役所さくら通りという名前や市民桜まつりにあるように、この道のシンボルである「桜並木」は第一に保全し、市のメインストリートにふさわしい景観と憩いの空間を創出する。

- ・この道のシンボルである桜並木は第一に保全する。
- ・市のメインストリートにふさわしい景観と憩いの空間を創出する。

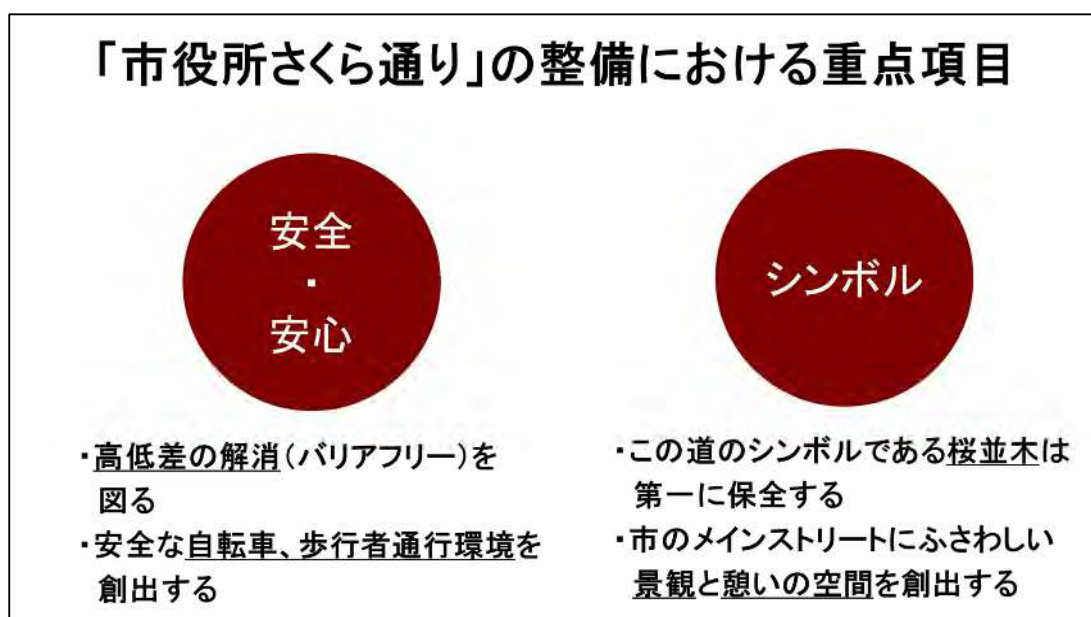


図 3.3 重点項目



### 3.3 整備方針

#### 3.3.1 4つの方針

課題や重点項目を踏まえ、以下の4つの方針を抽出した。

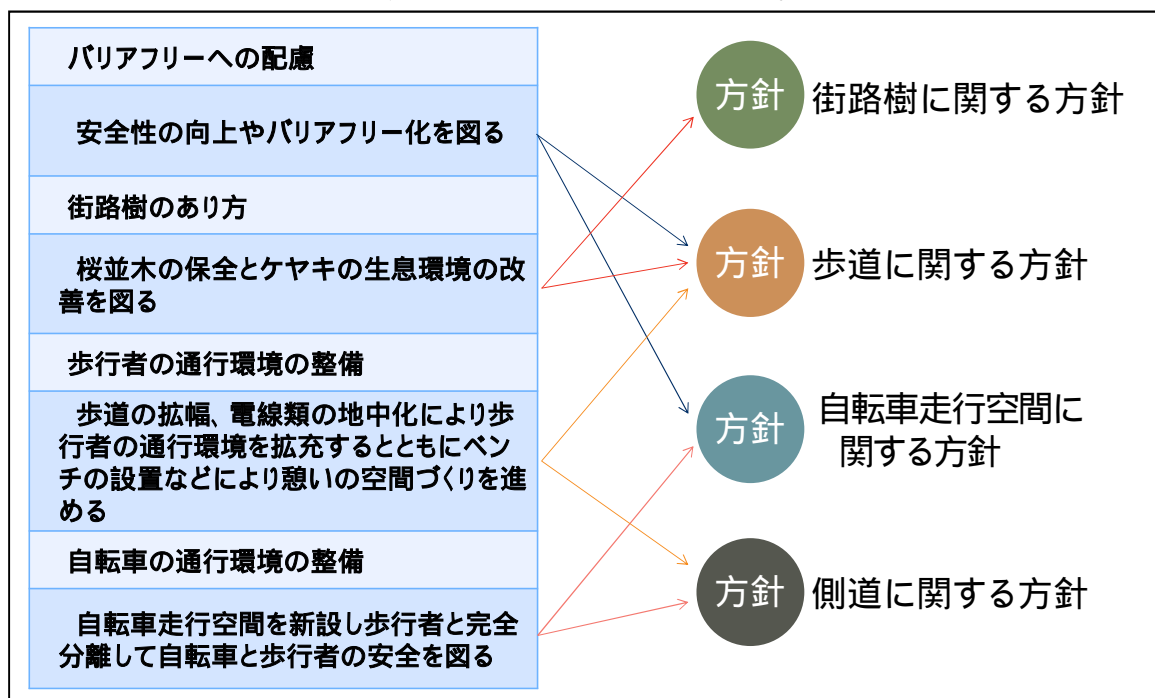


図 3.4 4つの方針

#### 3.3.2 整備の方針

##### (1) 街路樹に関する方針

- ・植樹帯、植栽柵を拡大し、根上りにより生じている路面の段差を解消する。
- ・桜並木は、「市役所周辺桜並木の維持管理方針（平成 24 年 3 月）」に従って維持・保全する。
- ・ケヤキは、桜並木への影響や成長の状況等を考慮し、適正な配置間隔とする。

##### (2) 歩道に関する方針

- ・歩道を拡幅し、歩行者空間を充実する。
- ・電線共同溝を整備し、電線類を地中化することで歩行者空間を充実する。
- ・交差点部の車道と歩道の高低差を小さくし、歩行者や車椅子利用者等の道路横断がしやすくなるよう配慮する。

##### (3) 自転車走行空間に関する方針

- ・自転車道を整備し、安全に走行できる自転車走行空間を創出し、国道 16 号等の自転車道とのネットワークを形成する。

#### (4) 側道に関する方針

- ・側道を廃止し歩道と自転車道に再配分する。
- ・車道と歩道の高低差を小さくし、歩行者や車椅子利用者等の道路横断がしやすくなるよう配慮する。

### 3.3.3 整備イメージ

#### (1) 平面図

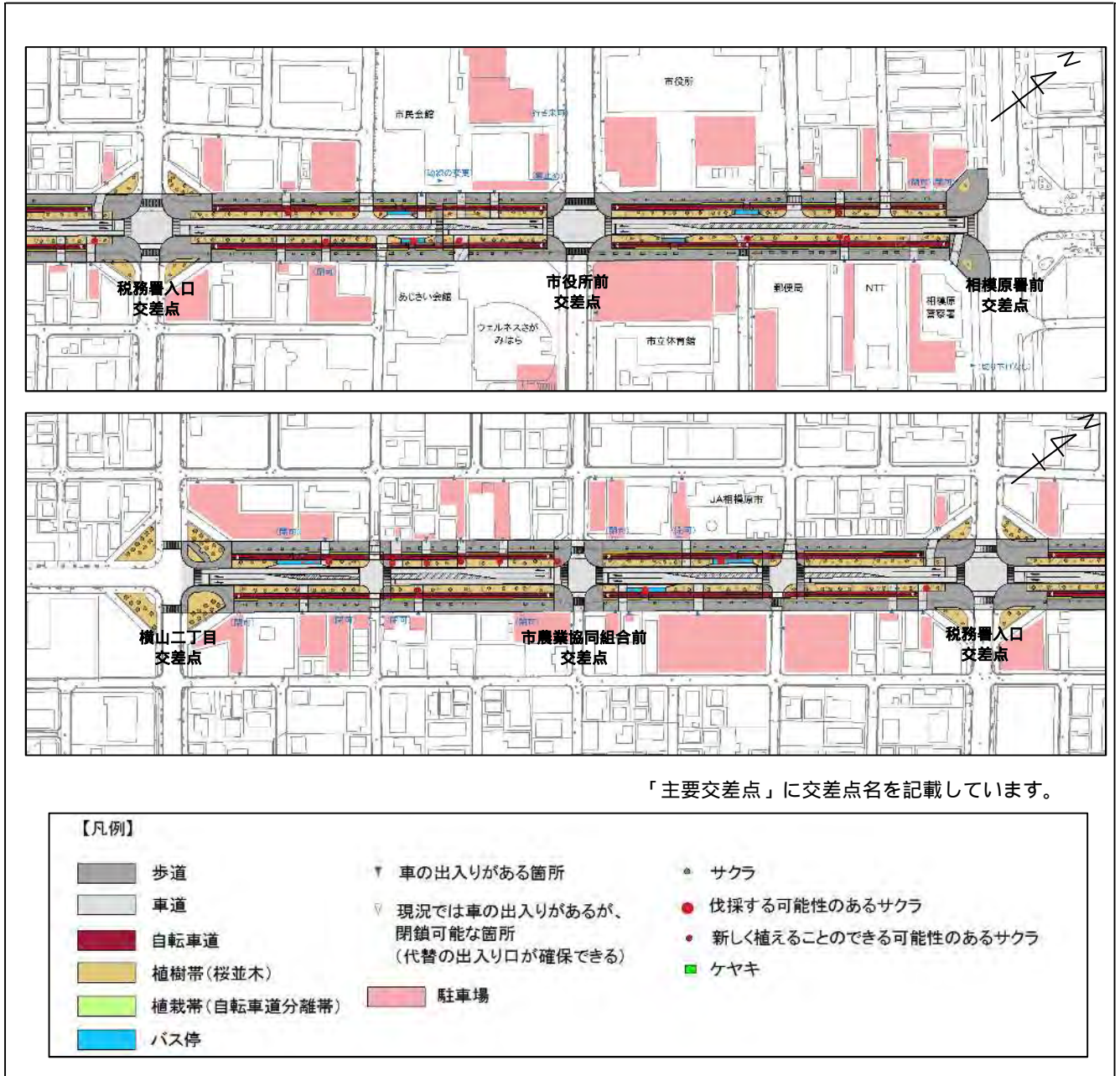


図 3.5 平面図

## (2) 道路断面

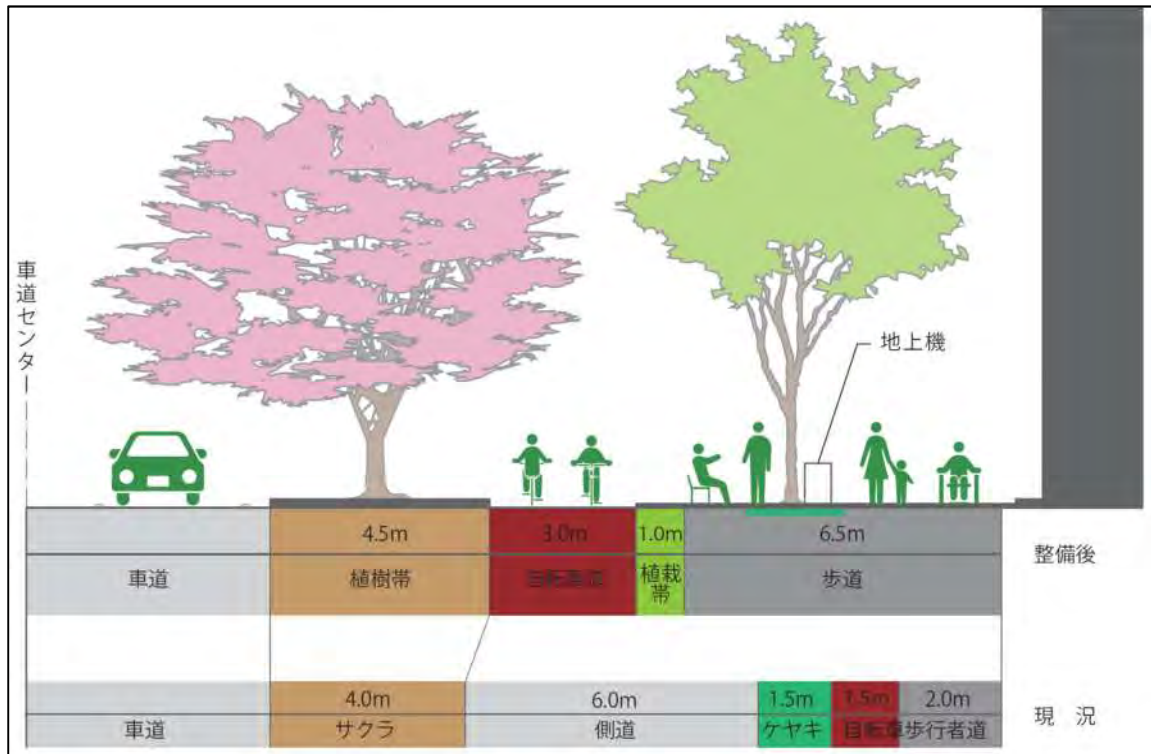


図 3.6 道路断面

地上機とは、電線を地中化した場合に必要となる電力会社の配電設備

## (3) イメージパース



図 3.7 イメージパース



#### (4) 細街路道路の取り付け（郵便局と市体育館前駐車場の間の市道）

郵便局と市体育館前駐車場の間の市道は、現在市役所さくら通りの側道を利用して本線に取り付いている状況である。

市役所さくら通りの側道廃止に伴う当該道路の取り付けは、サクラの植樹帯を分断し本線へ直接取り付く形態に変更となる。

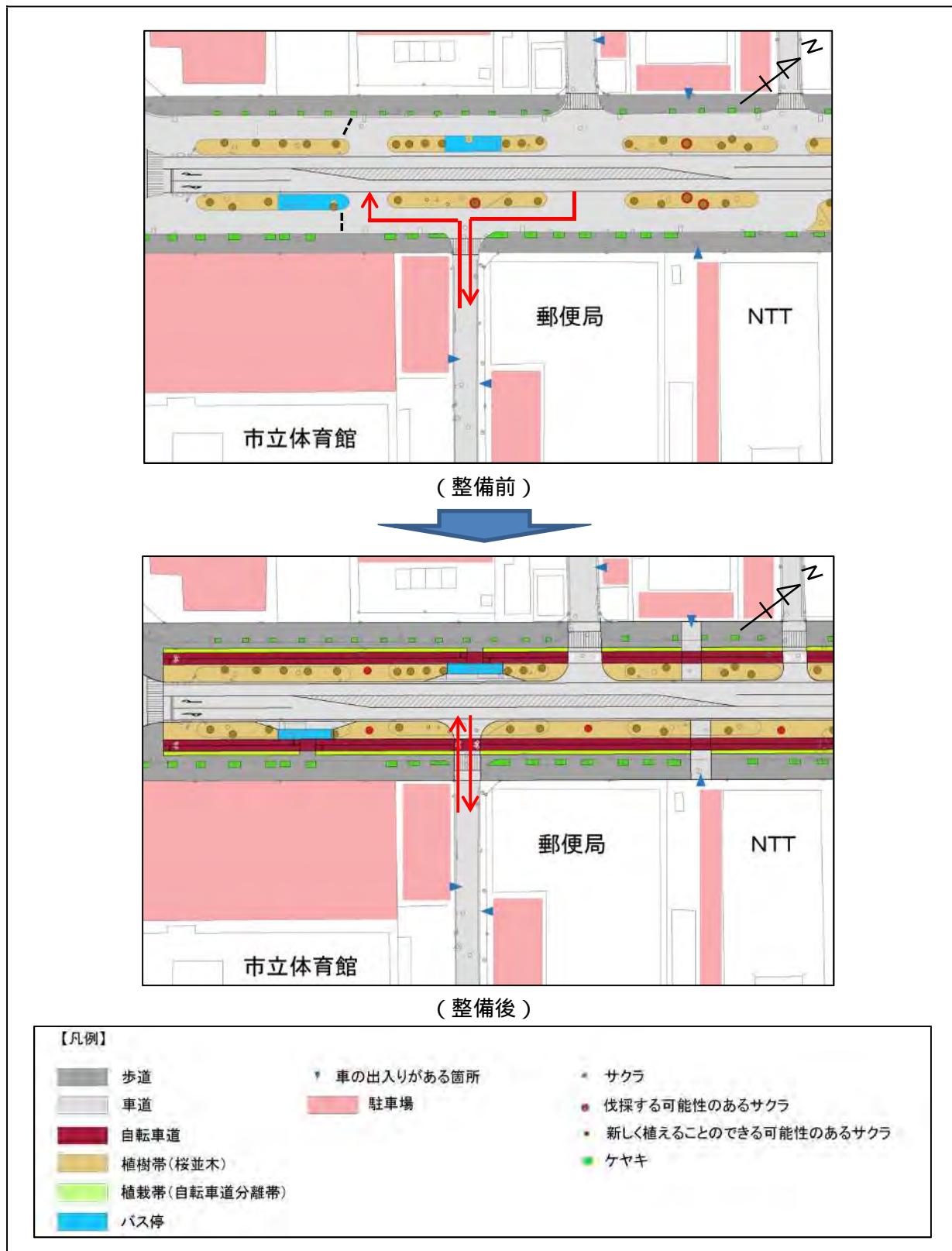


図 3.8 郵便局前平面図

## 4. 整備における基本的事項

### 4.1 植樹帯等の整備における事項

#### 4.1.1 サクラの植樹帯

- ・植樹帯は、歩道側に拡幅する。
- ・桜並木は、「市役所周辺桜並木の維持管理方針（平成 24 年 3 月）」に基づき維持管理を行う。
- ・植樹帯にサクラと低木が植栽されている場所は現状維持を基本とする。低木が植栽されていない場所については、防草対策を図るものとする。
- ・サクラの植樹帯は、土系舗装や防草シート等を使用し防草対策を行い、適正な維持管理に努める。

#### 4.1.2 ケヤキの植栽柵

- ・植栽柵は、ケヤキを中心に拡張する。
- ・歩道の拡幅に伴い、歩道内への植栽柵の配置となるため、歩道面と高さを合わせ歩行者の通行に支障を来たさない構造とする。
- ・桜並木への影響やケヤキの成長状況等を考慮し、適正な配置間隔とする。
- ・ケヤキの植栽柵は、土系舗装や防草シート等を使用し防草対策を行い、適正な維持管理に努める。

#### 4.1.3 自転車道と歩道を分離する植栽帯

- ・植栽帯には、地被類を植栽するものとする。
- ・自転車道と歩道を分離する植栽帯は、除草等を適宜行い適正な維持管理に努める。

### 4.2 歩道の整備における事項

#### 4.2.1 歩道の充実

- ・歩道を拡幅し歩行者空間を充実する。
- ・交差点部における高低差の解消やケヤキの根上りに伴う段差解消を進めバリアフリー化を図る。
- ・電線共同溝を整備し、電線類を地中化することで歩行者空間を充実する。

## 4.3 自転車道の整備における事項

---

### 4.3.1 自転車道の充実

---

- ・道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 2 条第 2 号に規定される自転車道とし、「相模原市自転車通行環境整備方針（平成 26 年 12 月）」等に基づき整備する。
- ・自転車道を整備することで、国道 16 号等との自転車走行ネットワークを形成し、自転車通行環境を充実する。
- ・自転車事故の防止対策として、自転車のスピードを抑制する対策を図る。

## 4.4 側道に関する事項

---

### 4.4.1 側道の再配分

---

- ・側道は歩道と自転車道に再配分し、歩行者と自転車の通行の安全を図る。



## 5. 自転車走行空間の整備

### 5.1 自転車走行空間の整備方法

#### 5.1.1 計画条件

##### (1) 断面構成

- ・幅員は3.0mとし、対面通行とする。

##### (2) 自転車道と歩道との分離方法

- ・バス停へのアクセスや市民まつり来場者のつまづき防止のため、段差を極力小さくする。
- ・自転車道の法規制、現地の状況等を踏まえ、自転車道と歩道の分離工作物は植栽帯とする。

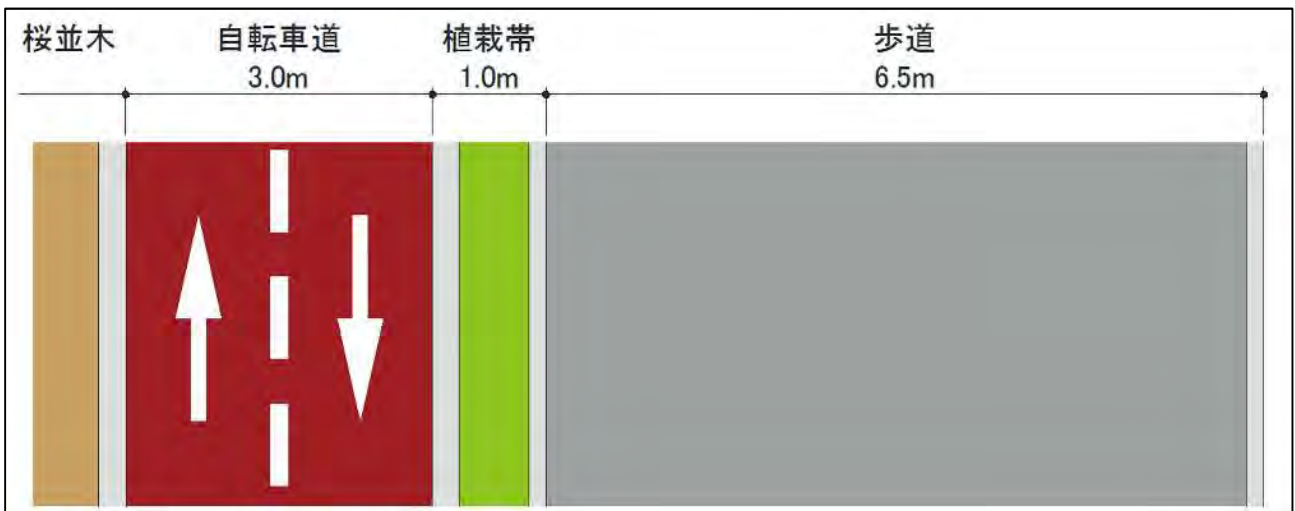


図 5.1 平面図

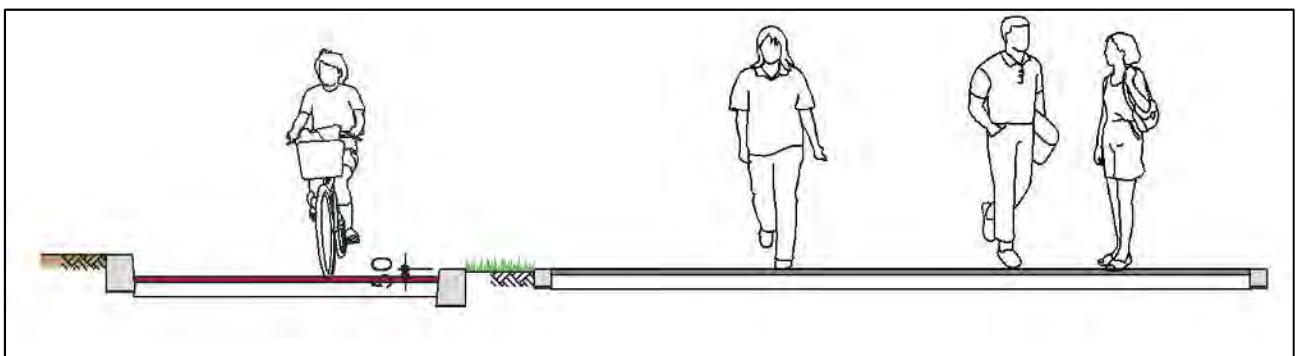


図 5.2 断面図



図 5.3 国道 16 号における整備事例

### (3) 自転車のスピード抑制対策

- ・交差点部、民地への車乗り入れ部等においては、ポラード等を設置し自転車のスピードを抑制する対策を図る。

#### 5.1.2 自転車道整備の進め方

- ・自転車道整備においては沿道関係者や交通管理者等との協議・調整により、検討を進めるものとする。

## 5.2 交差点部の整備方法

### 5.2.1 交差点の位置付け

計画区間内の交差点は、次の表のとおり区分する。

表 5.1 交差点の区分

	交差点の形態	交差点名
主要交差点	信号機が設置されている交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原署前交差点</li> <li>・市役所前交差点</li> <li>・税務署入口交差点</li> <li>・市農業協同組合前交差点</li> <li>・横山二丁目交差点</li> </ul>
その他の交差点	信号機の設置が無く、細街路が取り付く交差点	主要交差点以外の 9 箇所の交差点

## 5.2.2 交差点の整備形態

### (1) 主要交差点

主要交差点においては、歩行者と自転車の通行を分離しないため、自転車が歩道を通行することになることから、自転車道と歩道の取り付け部に自転車の速度抑制を図るためポラード等を設置する。

なお、詳細な整備方法については、交通管理者との協議により決定する。

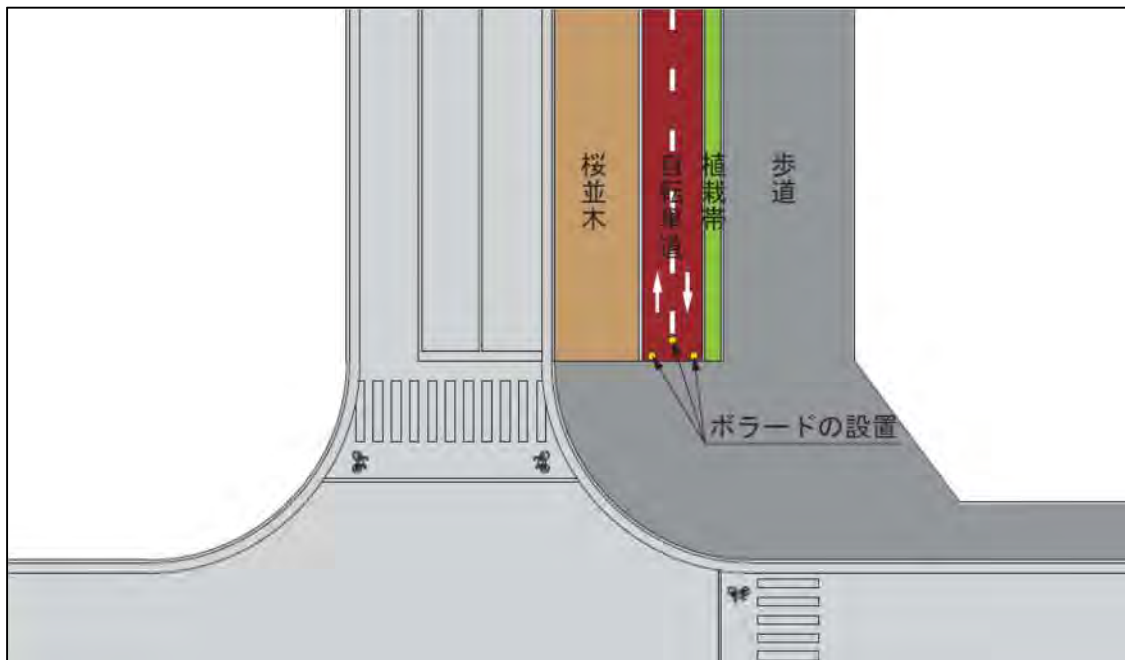


図 5.4 主要交差点の整備イメージ



図 5.5 ポラード等の設置イメージ

## (2) その他の交差点

その他の交差点においては、自転車道を連続させ、車道との接続部には、自転車道への車両の進入を防ぐため、自転車道にボラードを設置し、自転車利用者に向けて交差点横断のための注意喚起を行うものとする。

なお、詳細な整備方法については、交通管理者との協議により決定する。

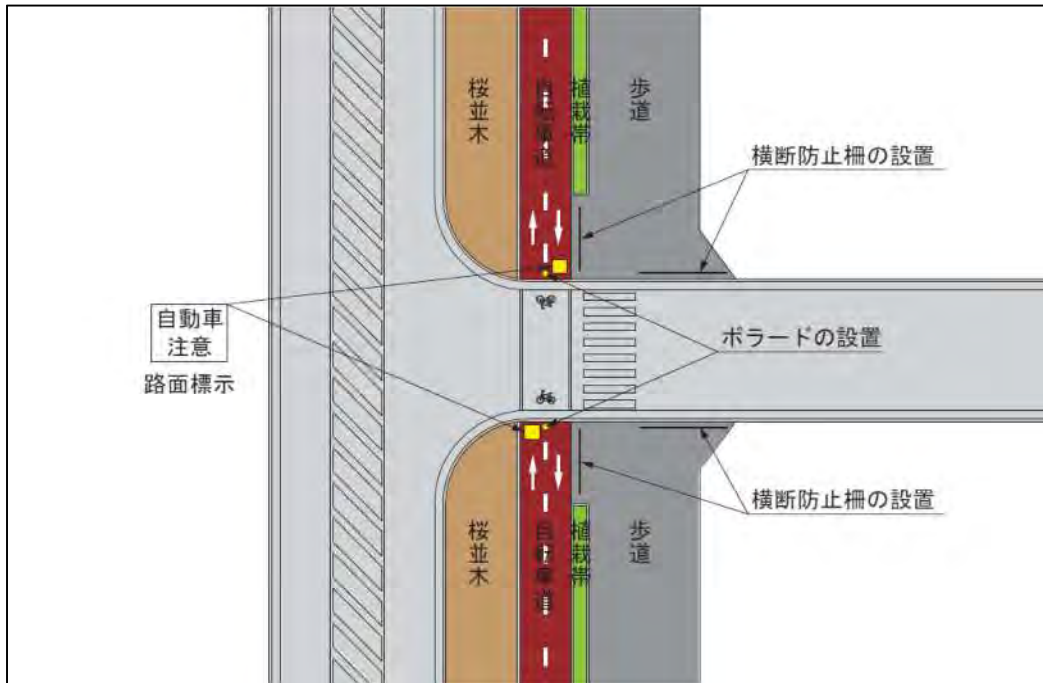


図 5.6 その他の交差点の整備イメージ



図 5.7 ボラード等の設置イメージ



図 5.8 防護柵の設置イメージ



### (3) 車両乗り入れ部

車両の乗り入れ部においては、自転車道が連続しているため、自転車と車両の両方に注意喚起を行うものとし、自転車道への車両の進入を防ぐため、自転車道にボラードを設置する。  
なお、詳細な整備方法については、交通管理者との協議により決定する。

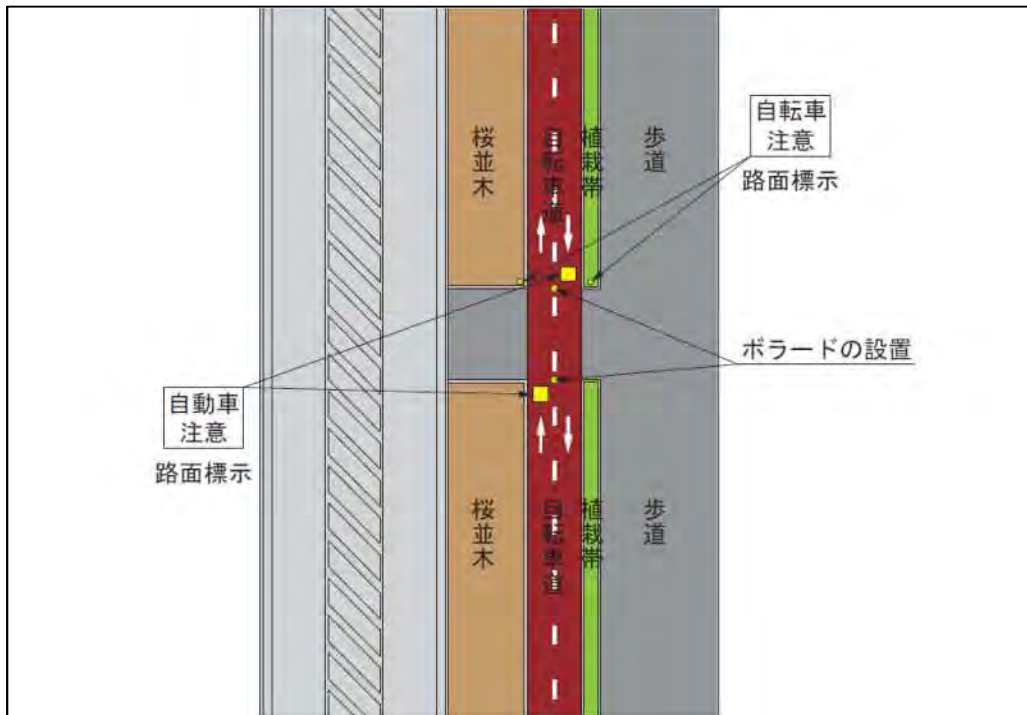


図 5.9 車両乗り入れ部の整備イメージ



図 5.10 ボラード等の設置イメージ



図 5.11 注意看板の設置イメージ

## 6. その他施設の整備

### 6.1 バス停部の整備方法

#### 6.1.1 バス停の整備形態

バスベイの設置が無いバス停においては、桜並木の影響を考慮しつつ、バスベイを設けることを基本とする。

バス利用者がバス停へアクセスするには、自転車道を横断する必要があるため、横断歩道の設置を検討するとともに、歩道とバス停の横断勾配についても配慮する。

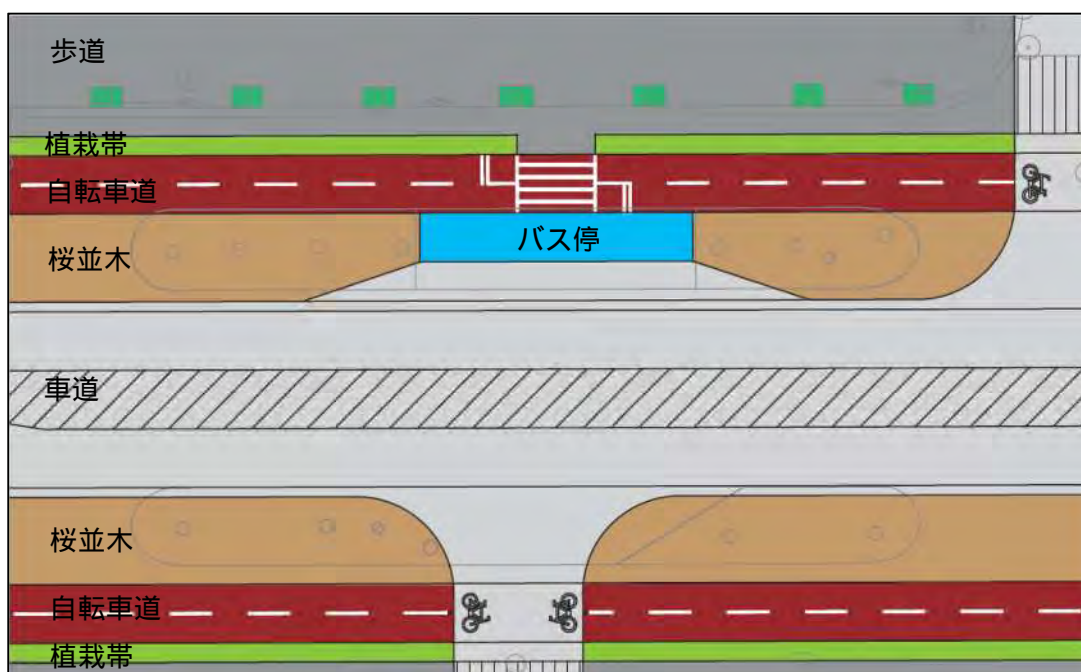


図 6.1 バスベイ設置イメージ

### 6.2 荷捌きスペース

#### 6.2.1 荷捌きスペースの設置について

荷捌きスペースは、夜間などに路上駐車をまねく懸念があることから、設置しないこととする。



# 7. 事業スケジュール

## 7.1 事業スケジュール

市役所さくら通りの道路改良整備と電線共同溝の新設整備は一体の事業として捉え今後整備を進めるものとする。道路改良整備にあたっては、交通管理者などの関係機関と協議・調整、地域や沿道住民との合意形成が必要となる。

市役所さくら通りの道路改良整備と電線共同溝の新設整備を効率的に推進するため、下表のスケジュールを予定する。

表 7.1 事業スケジュール

市役所さくら通り(市道市役所前通)道路改良事業スケジュール

工種		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
道路改良	設計	詳細設計 (相模原署前～横山二丁目)											
	工事												
電線共同溝	支障物件移設												
	工事												
	供給管、連系設備、連系管工事												
	入線、抜柱												

## 8. 市役所さくら通り整備方針検討経緯

### 8.1 市役所さくら通り（市道市役所前通）道路改良検討会

#### 8.1.1 検討会の設置

市役所さくら通り整備方針の作成にあたって、「市役所さくら通り（市道市役所前通）道路改良検討会」を設置し、市役所さくら通りに関係する方から意見を伺った。

#### 8.1.2 検討会委員

	区 分	所 属 等
1	樹 木 医	NPO法人 みどりのお医者さん
2	住 民	中央地区自治会連合会
3		星が丘地区自治会連合会
4	商 店 街	相模原中央商店街協同組合
5		西門地区商業地活性化協議会
6	交通管理者	相模原警察署
7	関 連 団 体	相模原市民まつり実行委員会
8	街美化アダプト 参加団体	一般社団法人 倫理研究所 家庭倫理の会相模原市
9		F.C.ボランティア
10	行 政	相模原市都市建設局道路部長

#### 8.1.3 検討会開催状況

会 議	日 時	主 な 議 題
第 1 回	平成 26 年 10 月 3 日（金）	・市役所さくら通りの現状把握について ・道路改良にかかる課題の整理について
第 2 回	平成 26 年 12 月 24 日（水）	・道路改良にかかる課題の整理について ・道路改良整備方針、方向性について
第 3 回	平成 27 年 2 月 17 日（火）	・整備の方針（案）について
第 4 回	平成 27 年 5 月 13 日（水）	・整備の方針（案）について
第 5 回	平成 28 年 2 月 10 日（水）	・整備の方針（案）について
第 6 回	平成 28 年 7 月 22 日（金）	・整備方針（案）について



市役所さくら通り整備方針  
(市道市役所前通)

発行 平成29年3月

編集 相模原市都市建設局道路部道路計画課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-769-8374

FAX 042-769-5822